

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6480888号
(P6480888)

(45) 発行日 平成31年3月13日(2019.3.13)

(24) 登録日 平成31年2月15日(2019.2.15)

(51) Int. Cl.		F I	
G06F 3/0482 (2013.01)		G06F 3/0482	
G06F 3/0488 (2013.01)		G06F 3/0488	

請求項の数 11 (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2016-119078 (P2016-119078)	(73) 特許権者	313011434
(22) 出願日	平成28年6月15日(2016.6.15)		エヌエイチエヌ エンターテインメント
(65) 公開番号	特開2017-10547 (P2017-10547A)		コーポレーション
(43) 公開日	平成29年1月12日(2017.1.12)		NHN Entertainment C
審査請求日	平成28年6月16日(2016.6.16)		orporation
審判番号	不服2017-17742 (P2017-17742/J1)		大韓民国 キョンギド、ソンナム-シ、
審判請求日	平成29年11月30日(2017.11.30)		ブンダン-グ、デワンパンギョ-ロ 64
(31) 優先権主張番号	10-2015-0085113		5ボン-ギル 16 (サムピョン-ドン)
(32) 優先日	平成27年6月16日(2015.6.16)		(Sampyeong-dong), 16
(33) 優先権主張国	韓国 (KR)		, Daewangpangyo-ro 6
			45 beon-gil, Bundang
			-gu, Seongnam-si, Gye
			onggi-do Republic o
			f Korea

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ファイル一括処理方法及びそれによるプログラムを遂行するデジタルデバイス

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

第1方向に沿ってファイルに対応する項目が表示されると共に前記第1方向と交差する第2方向に沿って前記項目が複数配列され、タッチ入力可能な表示装置を備えるデジタルデバイスを用いて、

前記複数の項目のうち少なくとも2つ以上の項目を選択可能な選択モードに進み、

前記少なくとも2つ以上の項目を前記第2方向へとタッチ入力することで選択し、

前記少なくとも2つ以上の項目に対応する2つ以上の前記ファイルを一括処理するための実行命令を選択及び処理すること、

を含み、

前記選択モードに進むことは、

前記複数の項目のうちいずれか一つの項目をタッチ入力することで前記いずれか一つの項目を決定することを含み、

前記選択することは、

前記いずれか一つの項目を基点として前記第2方向へとタッチ入力することで、前記2つ以上の項目のうち前記第2方向へのタッチ入力で交差する少なくとも一つの項目を選択することを含み、

前記第2方向へとタッチ入力することは、

前記選択モードに進むためのタッチ入力を遂行した後手を離さないで連続して遂行するタッチ入力であることを含み、

10

20

前記いずれか一つの項目を決定することは、
前記複数の項目のうちいずれか一つの項目上で、前記第1方向へとタッチ入力することが基準距離以上である場合に、選択された項目に決定することであることを特徴とするファイル一括処理方法。

【請求項2】

前記第2方向へとタッチ入力することは、
 前記複数の項目のうちいずれか一つの項目の前記第1方向へのタッチ入力に連続したタッチ入力であることを特徴とする請求項1に記載のファイル一括処理方法。

【請求項3】

前記選択モードに進むことは、
 前記2つ以上の項目の任意の位置でタッチ入力することで前記選択モードに進むことを含むことを特徴とする請求項1に記載のファイル一括処理方法。

10

【請求項4】

前記2つ以上の項目以外の位置には、
 前記選択モードに進むためのアイコンが表示されることを特徴とする請求項3に記載のファイル一括処理方法。

【請求項5】

前記第2方向へのタッチ入力は、
 前記第2方向へのベクター要素を含むタッチ入力であることを特徴とする請求項1に記載のファイル一括処理方法。

20

【請求項6】

前記実行命令を選択及び処理することは、
 少なくとも一つ行為メニューを含む実行メニューを表示し、
 前記実行メニューのうちいずれか一つの行為メニューへのタッチ入力を通じて、前記いずれか一つの行為メニューに対応する行為命令を前記実行命令に選択し、
 前記実行命令として選択された行為命令を処理することと、を含むことを特徴とする請求項1に記載のファイル一括処理方法。

【請求項7】

前記実行メニューを表示することは、
 前記第2方向へのタッチ入力解除された時、前記実行メニューを表示することであることを特徴とする請求項6に記載のファイル一括処理方法。

30

【請求項8】

前記実行メニューは、
 ファイルの削除命令のための削除メニュー、ファイルの切り出し命令のための切り出しメニュー、ファイルのコピーの命令のためのコピーメニュー、及びファイルの送り命令のための送りメニューのうち少なくともいずれか一つの行為メニューを含むことを特徴とする請求項6に記載のファイル一括処理方法。

【請求項9】

前記実行メニューは、
 選択された少なくとも一つの前記ファイルの選択を取り消すための選択取り消しメニューを含むことを特徴とする請求項6に記載のファイル一括処理方法。

40

【請求項10】

前記ファイルは、
 メールアカウントのメッセージファイル、メッセンジャーアカウントのメッセージファイル、及びSNS (Social Network Service) のメッセージファイルのうち少なくともいずれか一つであることを特徴とする請求項1に記載のファイル一括処理方法。

【請求項11】

タッチ入力可能な表示装置と、
 ファイルに対応する項目が第1方向に沿って表示されると共に前記第1方向と交差する第2方向に沿って複数配列された複数の前記項目のうち少なくとも2つ以上の項目を選択

50

して、任意の行為命令を処理するためのプログラムを実行可能なプロセッサと、を含み、
 前記プロセッサは、
 前記複数の項目のうち少なくとも2つ以上の項目を選択可能な選択モードに進み、
 前記少なくとも2つ以上の項目を前記第2方向へとタッチ入力することで選択し、
 前記少なくとも2つ以上の項目に対応する2つ以上の前記ファイルを一括処理するための
 実行命令を選択及び処理し、
 前記選択モードに進むことは、
 前記複数の項目のうちいずれか一つの項目をタッチ入力することで前記いずれか一つの
 項目を決定することを含み、
 前記選択することは、
 前記いずれか一つの項目を基点として前記第2方向へとタッチ入力することで、前記2
 つ以上の項目のうち前記第2方向へのタッチ入力で交差する少なくとも一つの項目を選択
 することを含み、
 前記第2方向へとタッチ入力することは、
 前記選択モードに進むためのタッチ入力を遂行した後手を離さないで連続して遂行する
 タッチ入力であることを含み、
 前記いずれか一つの項目を決定することは、
前記複数の項目のうちいずれか一つの項目上で、前記第1方向へとタッチ入力することが
 基準距離以上である場合に、選択された項目に決定することであることを特徴とするデジ
 タルデバイス。

10

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明はファイル一括処理方法及びそれを用いたデジタルデバイスに関わり、より詳細
 にはタッチ入力が可能である表示装置を備えたデジタルデバイスによって遂行され、複数
 のファイルのうち少なくとも2つ以上を選択して任意の行為命令を処理するファイル一括
 処理方法及びそれを用いたデジタルデバイスに関する。

【背景技術】

【0002】

スマートホン、タブレットPCなどのようなデジタルデバイスは一般的にタッチ入力が可能
 である表示装置を具備していて、表示される画面を最大に拡張させながら自由に入力可
 能な機能を有している。このようなデジタルデバイスは無線通信に基盤としてサーバシス
 テムまたは他のデバイスと信号を取り交わすので、いつでもどこでもファイルを取り交わ
 すことができる。例えば、一般使用者は前記デジタルデバイスを通じてメールサーバまた
 はSNS (Social Network Service) サーバに接続した後、メッセージを作成して他
 の使用者に伝送するか、他の使用者から伝送されて来たメッセージを容易に確認するこ
 とができる。

30

【0003】

一方、一般使用者は自分所有のデジタルデバイスを通じて自分のメールまたはSNSア
 カウントに貯蔵されているメッセージのうち要らないと判断されるメッセージを選択して
 削除することができる。しかし、最近、無分別な広報性広告またはスパムメッセージが大
 量で伝送されることで、一般使用者がこのようなメッセージを一々選択して削除しなけれ
 ばならない煩わしさが発生しつつある。即ち、一般使用者は複数のメッセージのうち所望
 するメッセージを一々選択した後削除メニューをクリックすることによって、前記選択さ
 れたメッセージを一括に削除することができる。

40

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

従って、本発明はこのような問題点を解決するためのもので、本発明の解決しようとする

50

る課題は単純動作のタッチ入力で複数のファイルを選択して一括処理することのできるファイル一括処理方法を提供することにある。

【0005】

また、本発明の解決しようとする他の課題は前記ファイル一括処理方法によるプログラムを遂行することのできるデジタルデバイスを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明の一実施形態によるファイル一括処理方法は、第1方向に沿ってファイルに対応する項目が表示されると共に前記第1方向と交差する第2方向に沿って前記項目が複数配列され、タッチ入力可能な表示装置を備えるデジタルデバイスを用いて、前記複数の項目のうち少なくとも2つ以上の項目を選択可能な選択モードに進み、前記少なくとも2つ以上の項目を前記第2方向へとタッチ入力することで選択し、前記少なくとも2つ以上の項目に対応する2つ以上の前記ファイルを一括処理するための実行命令を選択及び処理すること、を含む。

10

【0007】

前記選択モードに進むことは、前記複数の項目のうちいずれか一つの項目をタッチ入力することで前記いずれか一つの項目を決定することを含み、前記選択することは、前記いずれか一つの項目を基点として前記第2方向へとタッチ入力することで、前記2つ以上の項目のうち前記第2方向へのタッチ入力で交差する少なくとも一つの項目を選択することを含んでも良い。

20

【0008】

前記いずれか一つの項目を決定することは、前記複数の項目のうちいずれか一つの項目上で、前記第1方向へとタッチ入力することが基準距離以上である場合に、選択された項目に決定しても良い。ここで、前記第2方向へとタッチ入力することは、前記複数の項目のうちいずれか一つの項目の前記第1方向へのタッチ入力に連続したタッチ入力であっても良い。

【0009】

これとは異なり、前記いずれか一つの項目を決定することは、前記複数の項目のうちいずれか一つの項目上で、タッチ入力がある基準時間以上で持続された場合に、選択された項目に決定しても良い。

30

【0010】

前記選択モードに進むことは、前記2つ以上の項目の任意の位置でタッチ入力することで前記選択モードに進むことを含んでも良い。。ここで、前記任意の位置には、前記選択モードに進むためのアイコンが表示されてもよい。

【0011】

前記第2方向へのタッチ入力は、前記第2方向へのベクター要素を含んでも良い。

【0012】

前記実行命令を選択及び処理することは少なくとも一つ行為メニューを含む実行メニューを表示し、前記実行メニューのうちいずれか一つの行為メニューへのタッチ入力を通じて、前記いずれか一つの行為メニューに対応する行為命令を前記実行命令として選択し、前記実行命令として選択された行為命令を処理することと、を含んでも良い。

40

【0013】

前記実行メニューを表示することは、前記第2方向へのタッチ入力解除された時、前記実行メニューを表示することであってもよい。

【0014】

前記実行メニューは、ファイルの削除命令のための削除メニュー、ファイルの切り出し命令のための切り出しメニュー、ファイルのコピーの命令のためのコピーメニュー、及びファイルの送り命令のための送りメニューのうち少なくとも一つの行為メニューを含んでも良い。

【0015】

50

前記実行メニューは前記いずれか一つのファイルを含んで前記選択された少なくとも一つのファイルの選択を取り消すための選択取り消しメニューを含んでいても良い。

【0016】

前記ファイルはメールアカウントのメッセージファイル、メッセンジャーアカウントのメッセージファイル、及びSNS (Social Network Service) のメッセージファイルのうち少なくともいずれか一つであってもよい。

【0017】

本発明の一実施形態によるデジタルデバイスは、タッチ入力可能な表示装置と、ファイルに対応する項目が第1方向に沿って表示されると共に前記第1方向と交差する第2方向に沿って複数配列された前記複数の項目のうち少なくとも2つ以上の項目を選択して、任意の行為命令を処理するためのプログラムを実行可能なプロセッサと、を含む。

10

【0018】

前記プロセッサは、前記複数の項目のうち少なくとも2つ以上の項目を選択可能な選択モードに進み、前記少なくとも2つ以上の項目を前記第2方向へとタッチ入力することで選択し、前記少なくとも2つ以上の項目に対応する2つ以上の前記ファイルを一括処理するための実行命令を選択及び処理する。

【発明の効果】

【0019】

このように本発明によるファイル一括処理方法及びそれによるプログラムを遂行するデジタルデバイスによると、前記選択モードに進んで以後、前記第2方向へのタッチ入力を通じて前記処理対象ファイルを選択して、一括処理することで、使用者は従来に比べてより単純な動作、例えば、ハングルの“ㄣ”字または一字模様を描きながら連続的なタッチ入力によって所望するファイルを選択して一括処理を遂行することができる。

20

30

【図面の簡単な説明】

【0020】

【図1】本発明の一実施形態によるファイル一括処理方法を説明するための順序図である。

【図2】図1のファイル一括処理方法のうち選択モードに進む段階の一例を説明するための図面である。

【図3】図1のファイル一括処理方法のうち選択モードに進む段階の他の例を説明するための図面である。

【図4】図1のファイル一括処理方法のうち選択モードに進む段階のさらに他の例を説明するための図面である。

40

【図5】図1のファイル一括処理方法のうち処理対象ファイルが選択される段階を説明するための図である。

【図6】図1のファイル一括処理方法のうち実行命令選択及び処理過程 (S500 段階) を説明するための順序図である。

【図7】図6の実行命令選択及び処理過程のうち実行メニューが表示される段階を説明するための図である。

【図8】図6の実行命令選択及び処理過程のうち表示された実行メニューを通じて実行命令が選択及び処理される段階を説明するための図である。

【発明を実施するための形態】

50

【0021】

本発明は多様な変更を加えることができ、多様な形態を有することができる。ここでは、特定の実施形態を図面に例示し本文に詳細に説明する。

【0022】

しかし、これは本発明を特定の開示形態に限定するものではなく、本発明の思想及び技術範囲に含まれる全ての変更、均等物乃至代替物を含むこととして理解されるべきである。第1、第2などの用語は多用な構成要素を説明するのに使用されることがあるが、前記構成要素は前記用語によって限定解釈されない。前記用語は一つの構成要素を他の構成要素から区別する目的のみとして使用される。例えば、本発明の権利範囲を外れることなく第1構成要素を第2構成要素ということができ、類似に第2構成要素も第1構成要素とい

10

【0023】

本出願において使用した用語は単なる特定の実施形態を説明するために使用されたもので、本発明を限定しようとする意図ではない。単数の表現は文脈上明白に示さない限り、複数の表現を含む。本出願において、「含む」または「有する」などの用語は明細書に記載された特徴、数字、ステップ、段階、動作、構成要素、部品またはこれらを組み合わせたものが存在することを意味し、一つまたはそれ以上の他の特徴や数字、ステップ、段階、動作、構成要素、部品またはこれらを組み合わせたものの存在または付加可能性を予め排除しないこととして理解されるべきである。

【0024】

以下、本発明の一実施形態によるファイル一括処理方法について詳細に説明する。

20

【0025】

まず、本実施形態によるファイル一括処理方法はデジタルデバイス内でプログラム化されて遂行される。具体的に、前記デジタルデバイスはタッチ入力が可能である表示装置及び前記表示装置を制御し前記ファイル一括処理方法によるプログラムを遂行することのできるプロセッサを含んでいても良い。例えば、前記デジタルデバイスはスマートフォン及びタブレットPCのうちいずれか一つであってもよい。

【0026】

ここで、前記ファイル一括処理方法は前記デジタルデバイスの表示装置を通じて表示される複数のファイルに対応する項目のうち少なくとも2つ以上の項目を選択して任意の行為命令を一括して処理する方法に関する。この際、前記複数のファイルは前記表示装置において第1方向に一部の内容や項目(題目)など(例として、受信済トレイの受信アイテムや送信済ファイルの送信アイテム)が表示され、前記第1方向と交差する第2方向に沿って配列されてもよい。ここで、前記第2方向は前記第1方向に垂直に交差する方向であ

30

【0027】

一方、前記ファイル一括処理方法はメールアカウントのメッセージファイル、メッセージャアカウントのメッセージファイル、及びSNS(Social Network Service)のメッセージファイルのうち少なくとも一つのファイルに適用されてもよい。しかし、前記ファイル一括処理方法は文書ファイル、マルチメディアファイルなどのようなその他の多様なファイルにも同一に適用される。

40

【0028】

以下では、前記ファイル一括処理方法がメールアカウントのメッセージファイルに適用された実施形態を詳細に説明する。

【0029】

図1は本発明の一実施形態によるファイル一括処理方法を説明するための順序図であり、図2は図1のファイル一括処理方法のうち選択モードに進む段階の一例を説明するための図面であり、図3は図1のファイル一括処理方法のうち選択モードに進む段階の他の例を説明するための図面であり、図4は図1のファイル一括処理方法のうち選択モードに進む段階のさらに他の例を説明するための図面である。

50

【 0 0 3 0 】

図 1、図 2、図 3 及び図 4 を参照すると、本実施形態によるファイル一括処理方法として、まず、前記デジタルデバイスのプロセッサは前記表示装置で表示された前記ファイルに対応する項目のうち 2 つ以上の項目を選択することのできる（選択可能な）選択モードに進む（S 1 0 0）。

【 0 0 3 1 】

前記選択モードに進む段階（S 1 0 0）は前記項目のうちいずれか一つの項目上でのタッチ入力を通じて前記いずれか一つの項目を決定する段階を含んでいても良い。即ち、前記いずれか一つのファイル上でのタッチ入力を通じて前記いずれか一つのファイルを決定することで、前記選択モードに進むことができる。

10

【 0 0 3 2 】

具体的に説明すると、前記いずれか一つの項目を決定する段階においては、図 2 のように、前記プロセッサは前記項目のうちいずれか一つの項目上での前記第 1 方向へのタッチ入力が基準距離以上タッチ移動された場合、前記いずれか一つの項目を選択された項目に決定してもよい。例えば、前記基準距離は前記項目が前記第 1 方向に表示される長さの $1/5$ 乃至 $1/2$ の範囲であってもよい。

【 0 0 3 3 】

これとは異なり、前記いずれか一つの項目を決定する段階においては、図 3 のように、前記プロセッサは前記項目のうちいずれか一つの項目上でのタッチ入力が基準時間以上持続された場合、前記いずれか一つの項目を選択された項目に決定してもよい。例えば、前記基準時間は約 1 秒～約 2 秒の範囲であってもよい。

20

【 0 0 3 4 】

このように、前記いずれか一つの項目上での第 1 方向へのタッチ入力が前記基準距離以上タッチ移動されたか、前記いずれか一つの項目上でのタッチ入力が前記基準時間以上持続された場合のみに、前記いずれか一つの項目が選択された項目として決定されることによって、使用者の誤りによるタッチ入力によって任意の項目が選択されることが抑制されることができる。

【 0 0 3 5 】

一方、前記選択モードに進む段階（S 1 0 0）は前記表示装置においての任意の位置でのタッチ入力を通じて前記選択モードに進む段階を含んでいても良い。例えば、図 4 のように、前記選択モードに進むためのアイコンが前記表示装置に表示されている場合、使用者が前記アイコンをクリックしてタッチ入力を遂行する場合、前記プロセッサは前記選択モードに進むことができる。

30

【 0 0 3 6 】

図 5 は図 1 のファイル一括処理方法のうち処理対象となるファイルに対応する項目が選択される段階を説明するための図である。

【 0 0 3 7 】

図 1 及び図 5 を参照すると、前記プロセッサは前記 S 1 0 0 の段階を遂行した後、前記第 2 方向へのタッチ入力を通じて、前記処理対象となるファイルに対応する項目を選択する（S 2 0 0）。

40

【 0 0 3 8 】

例えば、前記プロセッサは前記いずれか一つの項目を基点として前記第 2 方向へのタッチ入力を通じて、前記項目のうち前記第 2 方向へのタッチ入力によって交差（クロス）する少なくとも一つの項目を選択することができる。この際、前記項目は前記いずれか一つの項目（前述の基点となる項目）及び前記選択された少なくとも一つの項目（第 2 方向へのタッチ入力により交差していく項目）を含んでいても良い。

【 0 0 3 9 】

前記第 2 方向へのタッチ入力は前記第 2 方向へのベクター要素を含んでいても良い。例えば、図 5 のように、前記第 2 方向に直進するタッチ入力だけでなく、前記第 2 方向へのベクター要素を含む屈曲移動のタッチ入力や対角線移動のタッチ入力によっても前記少

50

なくとも一つの項目が選択されてもよい。

【0040】

一方、前記S200の段階においての前記第2方向へのタッチ入力の前記いずれか一つの項目上での前記第1方向へのタッチ入力に連続して遂行されてもよい。即ち、使用者が前記第1方向にタッチ入力を遂行した後手を離さないで前記第2方向にタッチ入力を遂行することで、前記項目を選択することができる。しかし、前記S200の段階においての前記第2方向へのタッチ入力の前記第1方向へのタッチ入力に連続しないように、即ち、手が離れた後に遂行されても良い。

【0041】

また、前述した第1方向のタッチ入力は、第1方向の始点でタッチして終点までタッチしたまま移動させることで、始点から終点までの項目を選択したと認識させる方法がある。その一方で、第1方向のタッチ入力は、第1方向の始点と終点のみをタッチして始点と終点との間を結ぶ線分と交差する項目を選択したと認識させる方法もある。

【0042】

また、前述した第2方向のタッチ入力は、第2方向の始点でタッチして終点までタッチしたまま移動させることで、始点から終点までの項目を選択したと認識させる方法がある。その一方で、第2方向のタッチ入力は、第2方向の始点と終点のみをタッチして始点と終点との間を結ぶ線分と交差する項目を選択したと認識させる方法もある。

【0043】

第2方向のタッチ入力の例としては、例えば、図5にて、Courseraの項目でタッチしたままSarahLeeの項目まで移動させることで、Courseraの項目からSarahLeeの項目までを選択したと認識させることが挙げられる。または、第2方向のタッチ入力の例としては、例えば、Courseraの項目をタッチして次にSarahLeeの項目をタッチして、Courseraの項目とSarahLeeの項目との間を結ぶ線分と交差するCourseraの項目からSarahLeeの項目までを選択したと認識させることも挙げられる。

【0044】

図6は図1のファイル一括処理方法のうち実行命令選択及び処理過程(S500の段階)を説明するための順序図であり、図7は図6の実行命令選択及び処理過程のうち実行メニューが表示される段階を説明するための図であり、図8は図6の実行命令選択及び処理過程のうち表示された実行メニューを通じて実行命令が選択及び処理される段階を説明するための図である。

【0045】

図1、図6、図7及び図8を参照すると、前記プロセッサは前記S200の段階を遂行した後、選択された項目に対応する前記処理対象となるファイルを一括処理するための実行命令を選択及び処理する(S300)。

【0046】

具体的に説明すると、前記実行命令を選択及び処理する段階(S300)として、まず、前記プロセッサは少なくとも一つの行為メニューを含む実行メニュー10を表示することができる(S310)。この際、前記実行メニュー10を表示する段階(S310)では、図7のように、前記プロセッサは前記S200の段階による前記第2方向へのタッチ入力が解除された時、前記実行メニューを表示することができる。

【0047】

本実施形態において、前記実行メニュー10は、選択された項目に対応する項目に対応するファイルについて、ファイルの削除命令のための削除メニュー、ファイルの切り出し命令のための切り出しメニュー、ファイルのコピー命令のためのコピーメニュー、及びファイルの送り命令のために送りメニューのうち少なくともいずれか一つの行為メニューを含んでいても良い。また、前記実行メニュー10は前記いずれか一つのファイルを含んで前記選択された少なくとも一つのファイルの選択を取り消すための選択取り消しメニューをさらに含んでいても良く、前記で並べられた行為メニュー以外に一括処理遂行が可能で

10

20

30

40

50

ある他の行為メニューをさらに含んでも良い。一方、使用者の設定選択によって前記実行メニュー10に含まれて表示される行為メニューが変更されてもよい。

【0048】

続いて、前記プロセッサは前記実行メニューのうちいずれか一つの行為メニューへのタッチ入力を通じて、前記いずれか一つの行為メニューに対応する行為命令を前記実行命令に選択することができる(5320)。この際、図8においては、削除命令に対応される削除メニューがタッチ入力によって選択された一例を示した。一方、前記プロセッサは前記削除メニューを未選択された他のメニューと区別できるように、例えば、色相が濃く表示されるように前記表示装置を制御することもできる。

【0049】

続いて、前記プロセッサは前記実行命令として選択された行為命令を処理する(5330)。例えば、前記プロセッサは前記5320の段階で前記実行命令として選択された削除命令を即時処理することができる。

【0050】

このように本実施形態によると、前記プロセッサは前記選択モードに進んで以後、前記第2方向へのタッチ入力を通じて前記項目を選択して、項目と対応する処理対象となるファイルを一括処理することによって、使用者は従来に比べてより単純な動作、例えば、ハングルの“ㄣ”字または一字模様描きながら連続的なタッチ入力によって所望する項目を選択してその項目と対応するファイルの一括処理を遂行することができる。

【0051】

以上、本発明の実施形態によって詳細に説明したが、本発明はこれに限定されず、本発明が属する技術分野において通常の知識を有する者であれば、本発明の思想と精神を離れることなく、本発明を修正または変更できる。なお、前述した「ファイルに対応する項目」は、コンピュータで扱うデータをまとめたものの一つという意味では「ファイル」と呼ぶ場合もあり得る。

【符号の説明】

【0052】

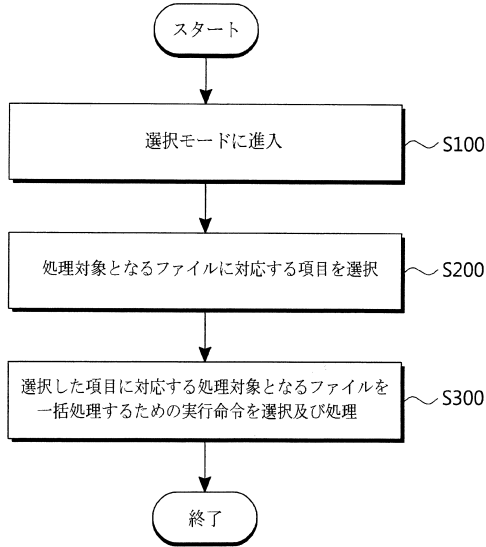
10：実行メニュー

10

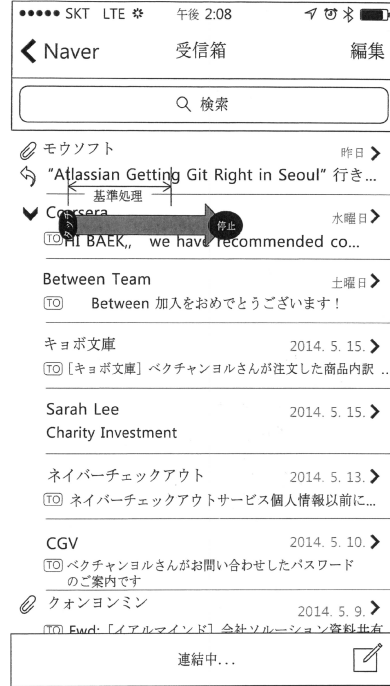
20

30

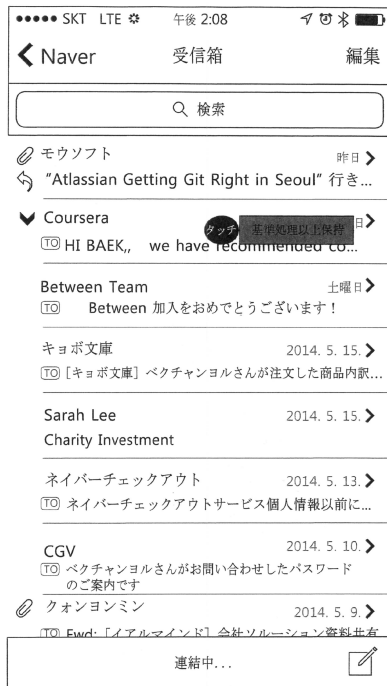
【図1】



【図2】



【図3】



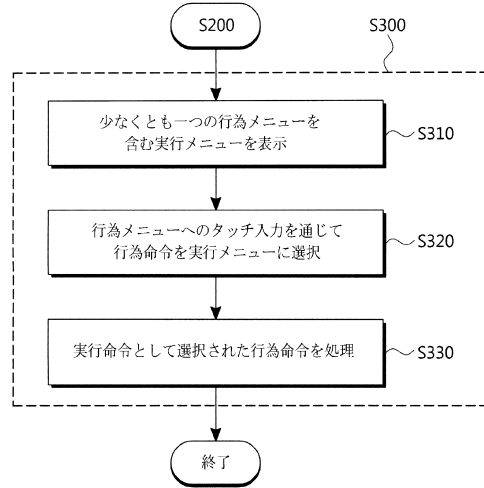
【図4】



【図5】



【図6】



【図7】



【図8】



フロントページの続き

(74)代理人 110000408

特許業務法人高橋・林アンドパートナーズ

(72)発明者 チャンギョル バエク

大韓民国 京畿道 城南市 盆唐区 大旺板 橋 路645号街 16(三坪洞)

合議体

審判長 千葉 輝久

審判官 稲葉 和生

審判官 山田 正文

(56)参考文献 米国特許出願公開第2012/0030566(US, A1)

特開2013-109666(JP, A)

特開2015-22479(JP, A)

特開2000-259306(JP, A)

特開2010-108277(JP, A)

特開2013-105410(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F3/01

G06F3/048-G06F3/0489